

義捐金に関わる税務上の取扱いについて

中国

去る 5 月 12 日、中国四川省付近の内陸部を震源とするマグニチュード 8.0 級の大地震が発生しました。この大地震では死者行方不明者を合わせると 8 万人を超える甚大な人的な被害が発生、さらには小学校などの公的な建物や家屋の倒壊、ライフラインにも大きな障害が発生しています。このような被災地に対して、中国内外から多大な義捐金が贈られていることについては、ニュースなどで記憶に新しいところではないでしょうか。今回は、義捐金に関わる企業所得税と個人所得税の取扱いをご紹介します。

1. 企業所得税

◆原則

企業所得税法上、義捐金は寄付金の項目に該当します。寄付金につきましては、原則として課税所得の計算時に費用として控除することが認められません。しかし、公益性を有する寄付金につきましては、当該年度の利益総額の 12% を限度として控除が認められます(企業所得税法 9 条)。

◆公益性を有する寄付金

ここで「公益性を有する寄付金」とは、公益性を有する団体、もしくは県レベル以上の人民政府およびその部門を通じて行う、中華人民共和国公益事业寄贈法に規定する公益事業に用いる寄付金のことを言います(企業所得税法实施条例 51 条)。公益性を有する団体とは、企業所得税法实施条例 52 条に規定される条件を満たす社会团体でなければなりません。(紙幅の関係上、具体的な条件につきましては、説明を割愛させていただきます。なお、寄付先が条件を満たすか否かについては、寄付を行う前に、関係税務部門に相談されることをお勧めいたします。)

◆被災地区への義捐金の特例

国務院の通達(国発[2008] 21 号 2008.6.29)によりますと、本年度中に、公益性を有する団体、もしくは県レベル以上の人民政府およびその部門を通じて、被災地区への義捐金を拠出した場合には、課税所得の計算時にその拠出額全額について控除が認められる、とされています。従いまして、被災地区への義捐金として拠出した金額が、当該年度内の利益総額の 12% を超過していたとしても、拠出額全額が損金として課税所得の計算時に控除することが認められることとなります。

なお、被災地区への義捐金を受け付ける団体、機関としては、中国赤十字会、中国赤十字基金会、中華慈善總會、民政部、中国扶貧基金会、中国児童少年基金会、などがあります。

◆特例を享受するための手続

手続きについては、上記通達には明記されていませんが、現段階において、税務当局としては、以下の書類を具備した上、企業所得税の税務申告時(2008 年度に関する申告は、2009 年 4 月ごろに行われます。)に控除の申告を行うことを

要求しています。(なお、必要書類につきましては、法律上の正式な見解ではない点をご確認ください。)

① 現金による拠出の場合

義捐金を受け付けた団体の発行する証明書もしくは感謝状(金額の記載、団体の印鑑が必要)

② 銀行振り込みによる拠出の場合

a) 銀行送金依頼書の控え(義捐金を受け付ける団体名、および金額、被災地区に対する義捐金である旨を明記することが必要。銀行の印鑑が必要。)、b) 銀行の送金明細(送金の際に銀行から受取る書類。銀行の印鑑が必要。)

なお、銀行振り込みによる拠出の場合であっても、義捐金を受け付けた団体から証明書、感謝状等の発行を受けることができる場合には、発行を依頼することをお勧めいたします。

2. 個人所得税

個人所得税法上、公益性を有する寄付金は、課税所得額の 30% を限度として、課税所得額から控除することが認められています(個人所得税法 6 条 2 項、同法实施条例 24 条)。

一方、上記国務院の通達によりますと、被災地区への義捐金に関しては、個人所得税においても、課税所得の計算時に義捐金の拠出額全額について控除が認められることとされています。

なお、中国では、個人所得税の申告は毎月行われます。特例を享受するためには、上述の書類を具備した上、月次の個人所得税申告の際に控除の申告を行うこととなります。また、必要書類は保存が必要となりますので、くれぐれも紛失されないようお気をつけください。

3. 企業所得税と個人所得税の取扱い一覧

		企業所得税	個人所得税
の 公 益 性 寄 付 金 の 控 除 限 度 額	法律上	当該年度の利益総額の 12%	課税所得額の 30%
	被災地区への義捐金に関する特例 (2008 年度のみ)	全 額	全 額

(上海成和ビジネスコンサルティング-SSBC)

Seiwa Global News は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

■ 岐阜事務所 渡辺会計事務所 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング(SBC-Seiwa Business Consulting)

岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 Tel 058-295-7077 Fax 058-295-7078

■ 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC-Shanghai Seiwa Business Consulting)

上海市長寧区長寧路 855 号亨通国際大廈 12 楼 Tel +86-21-5237-6737 Fax +86-21-5238-2779

■ ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント(VSBM-Vietnam Seiwa Business Management)

No.81/6/16, Thu Khoa Huan St., P. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel +84-8-246-0868